

○財務省告示第二百六十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年八月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	三トン
四	一三、一〇〇トン
五	四九八トン

二〇	二二四トン
一九	三七〇トン
一八	五、二三三トン
一七	四〇、四四一トン
一六	一、九四一トン
一五	五八トン
一四の二	二二二、六三三トン
一四	四六八、七一八トン
一三	二、一二四、八五三トン
一二	三〇、四八六トン
一一	一、八六四トン
一〇	一、一二六トン
九	一一、七四〇トン
八	一トン
七	五トン
六	一トン

二九	一六〇トン
二八	〇トン
二七	三、五二五トン
二六	一、五七〇トン
二五	〇トン
二四	一三トン
二三	一、八八三トン
二二	一五二トン
二一	一〇、八二七トン